

令和3年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市夜間急病診療所
所在地	下関市大学町二丁目1番3号
指定管理者	団体名称 一般社団法人下関市医師会
	代表者 会長 木下 毅
	団体所在地 下関市大学町二丁目1番2号
モニタリングの 実施方針・方法 等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、具体的な業務の実施状況等について確認したうえで、以下の「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	保健部地域医療課
	T E L : 0 8 3 - 2 3 1 - 1 7 1 4
	E - m a i l : smbyoink@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：診療日数・診療拒否等の件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
診療日数	364 / 365	/ 365	/ 366	/ 365	/ 365	364 / 1826
診療拒否件数	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0

※ 実績値／目標値

本施設は利用者が増えることや収益性が向上することを目標とする施設ではありません。夜間における急病患者に対し応急の診療を行い、市民の救急医療を確保することを目的とする施設です。このため、指標については、指定期間中の全ての日において診療を行うこと（診療日数）及び診療を希望するすべての人に対し診療を行うこと（診療拒否件数）としております。

令和3年度は、台風の影響で1日休診していますが、指定管理者制度導入から条例に定める診療日及び診療時間に開院しており、また、診療拒否はないことから導入目的は達成されていると考えます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、夜間における急病患者に対し応急の診療を行い市民の救急医療の確保を図ることです。基本協定に定められた目標値「休業日数 0日（365日診療）」、「診療拒否の件数 0件」は達成しており、設置目的に則した適切な運営を行っています。

また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症疑いの患者の診察に対応した発熱外来等の業務についても、市と連携を取りながら、市民に適切な医療を提供しました。全体的には、感染症による受診控えで夜間急病診療所としての受診者数は低迷しているものの、感染症の拡大によって発熱外来の受診者数は増加しており、感染症疑いのある患者の受け皿としての機能を十分に発揮しました。さらに、その知見を活かし、感染症に対応した新診療所の建設に尽力しました。

収支の面でも、黒字決算となり、指定管理者の団体としての経営状況も安定しています。施設の維持管理も適切に行われており、総合的に判断して極めて良好と評価します。

今後も引き続き設置目的を適切に果たすにあたり、利用者に対するサービスの向上に努めるとともに、施設の適正な管理運営が継続されることを期待します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

本施設は利用者が増えることや収益性が向上することを目標とする施設ではありません。市民が安心して診療を受けられる状態を維持することが最優先に確保されるべき施設です。

令和3年度において、ソフト面については、医療事故の発生もなく、利用者からの大きなクレームもありませんでした。また、使用料未納者の状況について市と連携を取りながら未収金回収に努めています。ハード面については、令和3年11月3日より新診療所の供用が始まり、より充実した医療の提供が期待されます。

今後も良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

夜間における急病患者に対する応急診療を行う施設として、その目的に沿った使用がなされていました。台風の影響で1日休診した日があったものの、診療拒否件数は0件で、診療を希望するすべての人に対し診療が行われ、また、使用料未納者に対して市と連携を取りながら未収金回収に努めるなど、平等利用を確保していました。他機関との連携も適切に行われており、施設の効用を発揮していました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

医療法・医師法等関係法令に則り、適切に管理運営業務を実施していました。医療事故や利用者からのクレームは特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

繁忙が見込まれる時期には職員を増員し、患者の状況を最優先に診療を行うなど、業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係法令等を遵守して適切に運営していました。市と指定管理者の意思疎通は、電子メール及び電話による連絡並びに相互訪問等によりなされています。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

使用料金等の収入(徴収)、人件費・事務費・事業費・管理費等の支出について適正に処理され、業務報告も適正に行われていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

医療事故の予防、再発防止対策、緊急時対応を目的とした「医療安全管理指針」を作成し、適切に運用していました。また、緊急事案(事故等)が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が取れる体制を取られています。

社会性(環境等への配慮)

光熱水費の必要最小限度の使用等、施設利用者である患者の体調に配慮しつつ業務実施の妨げにならない範囲で実施していました。

事業収支

経済性

当初の計画の範囲内で適正に執行されました。指定管理者の努力により、黒字決算となっています。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を分析した結果、財務状況については、特に大きな問題や課題はないため、経営状態は健全と判断しました。

令和4年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市夜間急病診療所
所在地	下関市大学町二丁目1番3号
指定管理者	団体名称 一般社団法人下関市医師会
	代表者 会長 飴山 晶
	団体所在地 下関市大学町二丁目1番2号
モニタリングの 実施方針・方法 等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等について確認した上で、以下の「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	保健部地域医療課
	T E L : 0 8 3 - 2 3 1 - 1 7 1 4
	E - m a i l : smbyoink@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：診療日数・診療拒否等の件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
診療日数	364 / 365	362 / 365	/ 366	/ 365	/ 365
診療拒否件数	0 / 0	0 / 0	/ 0	/ 0	/ 0

※ 実績値／目標値

本施設は利用が増えることや収益性が向上することを目標とする施設ではありません。夜間における急病患者に対し応急の診療を行い、市民の救急医療を確保することを目的とする施設です。このため、指標については、指定期間中の全ての日において診療を行うこと（診療日数）及び診療を希望するすべての人に対し診療を行うこと（診療拒否件数）としております。

令和4年度は、台風の影響で3日休診していますが、指定管理者制度導入から条例に定める診療日及び診療時間に開院しており、また、診療拒否はないことから導入目的は達成されていると考えます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、夜間における急病患者に対し応急の診療を行い市民の救急医療の確保を図ることです。基本協定に定められた目標値「休業日数 0日（365日診療）」、「診療拒否の件数 0件」は達成しており、設置目的に則した適切な運営を行っています。

また、引き続き、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者の診察に対応した発熱外来等の業務についても、市と連携を取りながら、市民に適切な医療を提供しました。全体的には、感染症の拡大によって感染者数が過去最高となり、感染症に係る受診者数が激増しましたが、臨時職員を配置して対応するなど、感染症の疑いがある患者の受け皿としての機能を十分に発揮しました。

収支の面では、収入より支出がわずかに上回りましたがほぼ均衡しており、指定管理者の団体としての経営状況も安定しています。施設の維持管理も適切に行われており、総合的に判断して良好と評価します。

今後も引き続き設置目的を適切に果たすにあたり、利用者に対するサービスの向上に努めるとともに、施設の適正な管理運営が継続されることを期待します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

本施設は利用が増えることや収益性が向上することを目標とする施設ではありません。市民が安心して診療を受けられる状態を維持することが最優先に確保されるべき施設です。

令和4年度において、ソフト面については、医療事故の発生もなく、利用者からの大きなクレームもありませんでした。また、使用料未納者の状況について市と連携を取りながら未収金回収に努めています。ハード面については、感染症に対応した施設として、より充実した医療の提供を期待します。

今後も良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

夜間における急病患者に対する応急診療を行う施設として、その目的に沿った使用がなされていました。台風の影響で3日休診した日があったものの、診療拒否件数は0件で、診療を希望する全ての人に対し診療が行われ、また、使用料未納者に対して市と連携を取りながら未収金回収に努めるなど、平等利用を確保していました。他機関との連携も適切に行われており、施設の効用を発揮していました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

医療法・医師法等関係法令に則り、適切に管理運営業務を実施していました。医療事故や利用者からのクレームは特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

繁忙が見込まれる時期には職員を増員し、患者の状況を最優先に診療を行うなど、業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係法令等を遵守して適切に運営していました。市と指定管理者の意思疎通は、電子メール及び電話による連絡並びに相互訪問等によりなされています。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

使用料金等の収入(徴収)、人件費・事務費・事業費・管理費等の支出について適正に処理され、業務報告も適正に行われていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

医療事故の予防、再発防止対策、緊急時対応を目的とした「医療安全管理指針」を作成し、適切に運用していました。また、緊急事案(事故等)が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が取れる体制を取られています。

社会性(環境等への配慮)

光熱水費の必要最小限度の使用等、施設利用者である患者の体調に配慮しつつ業務実施の妨げにならない範囲で実施していました。

事業収支

経済性

収支については、おおむね当初計画の範囲内において適正に執行していました。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を分析した結果、財務状況については、特に大きな問題や課題はないため、経営状態は健全と判断しました。

令和5年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市夜間急病診療所
所在地	下関市大学町二丁目1番3号
指定管理者	団体名称 一般社団法人下関市医師会
	代表者 会長 飴山 晶
	団体所在地 下関市大学町二丁目1番2号
モニタリングの 実施方針・方法 等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、具体的な業務の実施状況等について確認したうえで、以下の「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	保健部地域医療課
	T E L : 0 8 3 - 2 3 1 - 1 7 1 4
	E - m a i l : smbyoink@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：診療日数・診療拒否等の件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
診療日数	364 / 365	362 / 365	366 / 366	/ 365	/ 365	364 / 1826
診療拒否件数	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0

※ 実績値／目標値

本施設は利用が増えることや収益性が向上することを目標とする施設ではありません。夜間における急病患者に対し応急の診療を行い、市民の救急医療を確保することを目的とする施設です。このため、指標については、指定期間中の全ての日において診療を行うこと（診療日数）及び診療を希望するすべての人に対し診療を行うこと（診療拒否件数）としております。

令和5年度は、指定管理者制度導入から条例に定める診療日及び診療時間に開院しており、また、診療拒否はないことから導入目的は達成されていると考えます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、夜間における急病患者に対し応急の診療を行い市民の救急医療の確保を図ることです。基本協定に定められた目標値「休業日数 0日（365日診療）」、「診療拒否の件数 0件」は達成しており、設置目的に則した適切な運営を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の類型は5類感染症に移行したものの、コロナに感染する患者が依然として多く、加えてインフルエンザの流行もあり、患者数は前年度より1割強増加しました。従前どおり感染症疑いのある患者は動線を分けるなど、感染拡大防止に細心の注意を払いながら診察に当たりました。

収支の面では、患者の増により人件費や医薬材料費等の経費が増加したことで赤字決算となりましたが、指定管理者の団体としての経営状況は安定しています。施設の維持管理も適切に行われており、総合的に判断して良好と評価します。

今後も引き続き設置目的を適切に果たすにあたり、利用者に対するサービスの向上に努めるとともに、施設の適正な管理運営が継続されることを期待します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

本施設は利用が増えることや収益性が向上することを目標とする施設ではありません。市民が安心して診療を受けられる状態を維持することが最優先に確保されるべき施設です。

令和5年度において、ソフト面については、医療事故の発生もなく、利用者からの大きなクレームもありませんでした。また、使用料未納者の状況について市と連携を取りながら未収金回収に努めています。ハード面については、感染症に対応した施設として、より充実した医療の提供を期待します。

今後も良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

夜間における急病患者に対する応急診療を行う施設として、その目的に沿った使用がなされていました。診療拒否件数は0件で、診療を希望するすべての人に対し診療が行われ、また、使用料未納者に対して市と連携を取りながら未収金回収に努めるなど、平等利用を確保していました。他機関との連携も適切に行われており、施設の効用を発揮していました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

医療法・医師法等関係法令に則り、適切に管理運営業務を実施していました。医療事故や利用者からのクレームは特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

繁忙が見込まれる時期には職員を増員し、患者の状況を最優先に診療を行うなど、業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係法令等を遵守して適切に運営していました。市と指定管理者の意思疎通は、電子メール及び電話による連絡並びに相互訪問等によりなされています。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

使用料金等の収入(徴収)、人件費・事務費・事業費・管理費等の支出について適正に処理され、業務報告も適正に行われていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

医療事故の予防、再発防止対策、緊急時対応を目的とした「医療安全管理指針」を作成し、適切に運用していました。また、緊急事案(事故等)が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が取れる体制を取られています。

社会性(環境等への配慮)

光熱水費の必要最小限度の使用等、施設利用者である患者の体調に配慮しつつ業務実施の妨げにならない範囲で実施していました。

事業収支

経済性

令和5年度の収支は、コロナに感染する患者が依然として多く、加えてインフルエンザの流行もあり、患者数が前年度を上回ったため、看護師等の人員や医薬材料費等の経費が増加したことで、赤字決算となりました。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を分析した結果、財務状況については、特に大きな問題や課題はないため、経営状態は健全と判断しました。

令和6年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市夜間急病診療所
所在地	下関市大学町二丁目1番3号
指定管理者	団体名称 一般社団法人下関市医師会
	代表者 会長 飴山 晶
	団体所在地 下関市大学町二丁目1番2号
モニタリングの 実施方針・方法 等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、具体的な業務の実施状況等について確認したうえで、以下の「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	保健部地域医療課
	T E L : 0 8 3 - 2 3 1 - 1 7 1 4
	E - m a i l : smbyoink@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：診療日数・診療拒否等の件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
診療日数	364 / 365	362 / 365	366 / 366	365 / 365	/ 365	1457 / 1826
診療拒否件数	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0

※ 実績値／目標値

本施設は利用が増えることや収益性が向上することを目標とする施設ではありません。夜間における急病患者に対し応急の診療を行い、市民の救急医療を確保することを目的とする施設です。このため、指標については、指定期間中の全ての日において診療を行うこと（診療日数）及び診療を希望するすべての人に対し診療を行うこと（診療拒否件数）としております。

令和6年度は、条例に定める診療日及び診療時間に開院しており、また、診療拒否はないことから導入目的は達成されていると考えます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、夜間における急病患者に対し応急の診療を行い市民の救急医療の確保を図ることです。基本協定に定められた目標値「休業日数 0日（365日診療）」、「診療拒否の件数 0件」は達成しており、設置目的に則した適切な運営を行っています。

また、患者数は、令和5年度は前年度より10%強増加しましたが6年度は逆に15%程度減少しました。感染症の大きな拡大はありませんでしたが、従前どおり感染症疑いのある患者は動線を分けるなど、感染拡大防止に細心の注意を払いながら診察に当たりました。

収支の面では、指定管理者による様々な経営努力の結果、収支は適正な範囲であり、経営状況は安定しています。施設の維持管理も適切に行われており、総合的に判断して良好と評価します。

今後も引き続き設置目的を適切に果たすにあたり、利用者に対するサービスの向上に努めるとともに、施設の適正な管理運営が継続されることを期待します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

本施設は利用が増えることや収益性が向上することを目標とする施設ではありません。市民が安心して診療を受けられる状態を維持することが最優先に確保されるべき施設です。

令和6年度において、ソフト面については、医療事故の発生もなく、利用者からの大きなクレームもありませんでした。また、使用料未納者の状況について市と連携を取りながら未収金回収に努めています。ハード面については、感染症に対応した施設として、より充実した医療の提供を期待します。

今後も良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

夜間における急病患者に対する応急診療を行う施設として、その目的に沿った使用がなされていました。診療拒否件数は0件で、診療を希望するすべての人に対し診療が行われ、また、使用料未納者に対して市と連携を取りながら未収金回収に努めるなど、平等利用を確保していました。他機関との連携も適切に行われており、施設の効用を発揮していました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

医療法・医師法等関係法令に則り、適切に管理運営業務を実施していました。医療事故や利用者からのクレームは特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

繁忙が見込まれる時期には職員を増員し、患者の状況を最優先に診療を行うなど、業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係法令等を遵守して適切に運営していました。市と指定管理者の意思疎通は、電子メール及び電話による連絡並びに相互訪問等によりなされています。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

使用料金等の収入(徴収)、人件費・事務費・事業費・管理費等の支出について適正に処理され、業務報告も適正に行われていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

医療事故の予防、再発防止対策、緊急時対応を目的とした「医療安全管理指針」を作成し、適切に運用していました。また、緊急事案(事故等)が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が取れる体制を取られています。

社会性(環境等への配慮)

光熱水費の必要最小限度の使用等、施設利用者である患者の体調に配慮しつつ業務実施の妨げにならない範囲で実施していました。

事業収支

経済性

支出について、昨年度より患者が約15%減少し、看護師等の人員や医薬材料費等の経費が抑えられたことにより、昨年度比で減少しています。収支についても、経営努力により、ほぼ収支均衡となるレベルとなりました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を分析した結果、財務状況については、特に大きな問題や課題はないため、経営状態は健全と判断しました。

令和7年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市夜間急病診療所
所在地	下関市大学町二丁目1番3号
指定管理者	団体名称 一般社団法人下関市医師会
	代表者 会長 飴山 晶
	団体所在地 下関市大学町二丁目1番2号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、具体的な業務の実施状況等について確認したうえで、以下の「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	保健部地域医療課
	T E L : 0 8 3 - 2 3 1 - 1 7 1 4
	E - m a i l : smbyoink@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：診療日数・診療拒否等の件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
診療日数	364 / 365	362 / 365	366 / 366	365 / 365	365 / 365	1822 / 1826
診療拒否件数	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0

※ 実績値／目標値

本施設は利用が増えることや収益性が向上することを目標とする施設ではありません。夜間における急病患者に対し応急の診療を行い、市民の救急医療を確保することを目的とする施設です。このため、指標については、指定期間中の全ての日において診療を行うこと（診療日数）及び診療を希望するすべての人に対し診療を行うこと（診療拒否件数）としております。

令和7年度は、条例に定める診療日及び診療時間に開院しており、また、診療拒否はないことから導入目的は達成されていると考えます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、夜間における急病患者に対し応急の診療を行い市民の救急医療の確保を図ることです。基本協定に定められた目標値「休業日数 0日（365日診療）」、「診療拒否の件数 0件」は達成しており、設置目的に則した適切な運営を行っています。

また、患者数は、令和7年度は6年度より15%程度減少しました。感染症の大きな拡大はありませんでしたが、従前どおり感染症疑いのある患者は動線を分けるなど、感染拡大防止に細心の注意を払いながら診察に当たりました。

収支の面では、指定管理者による様々な経営努力の結果、収支は適正な範囲であり、経営状況は安定しています。施設の維持管理も適切に行われており、総合的に判断して良好と評価します。

今後も引き続き設置目的を適切に果たすにあたり、利用者に対するサービスの向上に努めるとともに、施設の適正な管理運営が継続されることを期待します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

本施設は利用が増えることや収益性が向上することを目標とする施設ではありません。市民が安心して診療を受けられる状態を維持することが最優先に確保されるべき施設です。

令和7年度において、ソフト面については、医療事故の発生もなく、利用者からの大きなクレームもありませんでした。また、使用料未納者の状況について市と連携を取りながら未収金回収に努めています。ハード面については、感染症に対応した施設として、より充実した医療の提供を期待します。

今後も良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

夜間における急病患者に対する応急診療を行う施設として、その目的に沿った使用がなされていました。診療拒否件数は0件で、診療を希望するすべての人に対し診療が行われ、また、使用料未納者に対して市と連携を取りながら未収金回収に努めるなど、平等利用を確保していました。他機関との連携も適切に行われており、施設の効用を発揮していました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組方)

医療法・医師法等関係法令に則り、適切に管理運営業務を実施していました。医療事故や利用者からのクレームは特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

繁忙が見込まれる時期には職員を増員し、患者の状況を最優先に診療を行うなど、業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係法令等を遵守して適切に運営していました。市と指定管理者の意思疎通は、電子メール及び電話による連絡並びに相互訪問等によりなされています。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

使用料金等の収入(徴収)、人件費・事務費・事業費・管理費等の支出について適正に処理され、業務報告も適正に行われていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

医療事故の予防、再発防止対策、緊急時対応を目的とした「医療安全管理指針」を作成し、適切に運用していました。また、緊急事案(事故等)が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が取れる体制を取られています。

社会性(環境等への配慮)

光熱水費の必要最小限度の使用等、施設利用者である患者の体調に配慮しつつ業務実施の妨げにならない範囲で実施していました。

事業収支

経済性

支出について、昨年度より患者が約15%減少し、看護師等の人員や医薬材料費等の経費が抑えられたことにより、昨年度比で減少しています。収支についても、経営努力により、ほぼ収支均衡となるレベルとなりました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を分析した結果、財務状況については、特に大きな問題や課題はないため、経営状態は健全と判断しました。

利用者から寄せられた苦情・意見等とその対応状況

日付	内容	対応